

三ツ木保育園の公私連携型保育所への移行について

1 経過

区では、平成28年に公立園5園を民営化する基本方針を決定し、令和2年に策定された『区立保育園民営化ガイドライン』に基づき、令和3年度の三ツ木保育園から令和7年度の大井保育園まで、順次公設民営化を進めてきた。

公設民営化した5園については、保護者アンケートや第三者評価、保護者や運営事業者等が参加する運営委員会による効果検証を実施し、高評価を得ている。

当該効果検証を踏まえ、令和8年度より、三ツ木保育園について児童福祉法に定める「公私連携型保育所制度」を活用した民設民営園に移行し、区の保育理念を継承しながら、質が高く安定的な運営を確保する。

2 施設概要

名 称 :	品川区立三ツ木保育園	敷地面積 :	666.03m ²
所 在 :	西品川1-9-18	延床面積 :	699.47m ²
建物構造 :	鉄筋コンクリート造地上2階建	定 員 :	80人

3 公私連携型保育所制度（平成24年児童福祉法改正により創設）

区市町村と事業者が保育の内容に関する基本的事項についての協定書を締結することで、民設民営園でありつつも自治体の関与を明確とした新しい運営形態を法律上の制度として構築したもの。

【協定の主要事項】

- (1) 保育運営方針・職員配置
 - ・区の保育理念を継承しつつも、事業者の創意工夫による質の高い保育を実施
 - ・実務経験を有する職員、基準外職員（常勤看護師）の配置
- (2) 公有設備の無償貸付
 - ・事業者へのインセンティブ付与と区の関与による安定運営
 - ・貸付物件の維持管理は事業者が実施

(3) 定期的なモニタリング

- ・運営委員会、保護者アンケート等を引き続き実施し、協定期間中の効果検証
- ・運営状況・財務状況等に関する資料の提供義務

4 協定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 公私連携保育法人候補者の選定（「品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針」の規定に準じて実施）

(1) 選定方法

引き続き区の保育理念を継承した安定的な保育園運営の実施を求める観点から、現行の運営事業者を公私連携保育法人第一候補者として審査することとする。

(2) 選定委員会の設置

候補者の選定にあたっては、選定委員会を設置する。なお、選定に係る審議事項等を第一次に審議する機関として、予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告する。

選定委員会は有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえて総合的に審議・評価し、公私連携保育法人候補者を選定する。

(3) 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項を選考基準とする。

- ① 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- ② 施設の適切な維持および管理を図るものであること。
- ③ 施設の管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、施設の運営にあたり十分な能力を有していること。

6 今後の予定

令和7年	12月	保護者説明会
	12～1月	事業者選定（審査）
令和8年	2～3月	区議会審議（品川区立保育所条例の改正）
	3月	協定書の締結
	4月	公私連携型保育所へ移行・運営開始